

社団法人 広島市歯科医師会定款

昭和 22 年 12 月 16 日
広島県知事許可
指令医第 1623 号

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会を社団法人広島市歯科医師会という。

(構成)

第 2 条 本会は、広島市を区域とし、本会で入会を承認した歯科医師をもって組織する。

(目的)

第 3 条 本会は、医道の高揚、歯科医学医術の進歩発達及び公衆衛生の普及向上とを図り、並びに歯科医療技術の提供に努力し、もって社会及び会員の福祉を増進することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、つぎの事業を行うものとする。

- (1) 医道高揚に関する事柄
- (2) 歯科医学及び医術の進歩発達に関する事柄
- (3) 医療制度に関する事柄
- (4) 歯科医学教育の研究と整備に関する事柄
- (5) 公衆衛生の普及並びに口腔疾病予防の研究及び指導に関する事柄
- (6) 歯科医師の研修に関する事柄
- (7) 歯科資材の改良研究と、検定審査に関する事柄
- (8) 会員の福祉及び歯科医業の合理化に関する事柄
- (9) 前各号に掲げるもののほか本会の目的を達成するために必要な事柄

2 前項各号の事柄を実施するために必要な規程は、別に定める。

(事務所)

第 5 条 本会は、事務所を広島市中区富士見町 11 番 9 号 広島県歯科医師会館内に置く。

第 2 章 会 員

(資格及び種別)

第 6 条 本会の会員は、日本で歯科医師の免許を受けた者（歯科医師法第 34 条の規定によって厚生労働大臣の許可を受けた医師を含む。）たることを要する。

2 会員種別は、別途の規程で定める。

(入会手続)

第 7 条 本会へ入会しようとする者は、所定の申込書を本会に提出し、理事会の承認を受けた後、所定の入会金を納付するものとする。

(会員選挙権)

第 8 条 会員の有する選挙権及び表決権については、委任及び書面に依る行使は認めない。

(権利)

第 9 条 会員は、その研究又は調査を本会へ報告し、発表することができる。この報告発表に関しては別に定める。

第 10 条 会員は、本会から発行する雑誌・その他の印刷物の頒布を受け又は購入することができる。

第 11 条 会員は、本会の事業又は歯科医学医術に関し、本会へ意見を述べることができる。

(義務)

第 12 条 会員は本会所定の会費及び負担金を本会へ支払う義務を負う。ただし、特別の事情の下にある会員に対しては、特に理事会の議を経て、これを軽減することができる。

会費及び負担金の額及び支払方法は総会で定める。

2 会員は、総会の議決事項を遵守する義務を有する。

(終身会員)

第 13 条 会員にして 40 年以上本会々員であって 70 才に達した者は、敬意を表するためこれを終身会員とする。

(退会)

第 14 条 本会を退会せんとするときには、その旨を記載した書面を本会へ提出する。

退会しても支払った会費や負担金の返還を受けることはできない。

第 15 条 広島県歯科医師会を除名された者、又は広島県歯科医師会員たる身分を失った者は、同時に本会の会員たる身分を失うものとする。

第 16 条 会員が引続き 1 年以上又は 1 年分に相当する会費を支払わぬときには、退会したものとみなす。

2 前項により退会したとみなされた者が、6 ヶ月以内にその未払金を支払った時には復会したものとす。

(懲戒処分)

第 17 条 会員にしてつぎの各号に該当するものは、懲戒委員会の議決を経て懲戒処分をすることができる。

- (1) 業務上不正行為があった者
- (2) 歯科医師として職務をけがした者
- (3) 本会の体面をけがした者
- (4) 本会の綱紀を乱した者
- (5) 会員たる義務を怠った者

前項により懲戒処分とるときは、別に定める懲戒規程によらなければならない。

第 3 章 役 員

(執行部)

第 18 条 本会につぎの役員を置く

理 事 13 名以内 (うち 1 名を会長、2 名以内を副会長とする。)

監 事 2 名

第 19 条 会長及び監事は、会員中より別にきめた選挙規程により選挙する。ただし、監事の選出については、総会の承認を得て、別段の方法をとることができる。

2 副会長及び理事の選任は、会長が指名して総会の承認を得るものとする。

第 20 条 専務理事は理事で互選する。

(任務)

第 21 条 会長は、本会を代表して会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故のあったときは、予め会長が定めた順序に従いその職務を代理し、欠けたときにはその職務を代行する。

3 専務理事は、会長の旨を受けて会務を掌理し、会長及び副会長共に事故のあったときにはその職務を代理し、共に欠けたときにはその職務を代行する。

4 理事は、会長の旨を受けて会務を分掌し、会長・副会長及び専務理事共に事故あるときには、予め理事会において定めた順序に従いその職務を代理し、共に欠けたときにはその職務を代行する。

5 監事は、本会の事業及び会計財産を監査する。

第 22 条 会長は、総会の議決を要する事柄でありながら緊急必要ありと認めたとときには、

応急処分することができる。

2 前項により応急処分した事柄は、次の総会で承認を受けなければならない。

(任期)

第23条 役員の任期は2年とする。

第24条 役員に欠員が生じたときには、第19条により補欠選挙、選任をする。

2 補欠選挙、選任により就任した役員の任期は、その前任者の残任期間とする。

第25条 役員は、その任務が満了した場合でも、その後任者の就任する迄はその職務を行う。

(報酬)

第26条 役員は無報酬とする。ただし、専務理事には報酬を支払って差支えない。

第4章 評議員

第27条 本会に評議員を置く。

評議員は、評議員会を組織し、会長の諮問に応える。また、役員と評議員は兼任することができない。

(任期)

第28条 評議員の任期は、2年とする。

ただし、あらたに評議員が選任されたときは、その時点で任期は満了する。また、あらたに評議員が選任されるまでは、任期満了後もその職務を行う。

2 評議員の数及び選挙は、別にきめた選挙規程による。

3 評議員に欠員が生じたときには、評議員選挙規程により補欠選挙をする。補欠選挙により就任した評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 名誉会員・顧問及び委員

(名誉会員)

第29条 本会に名誉会員を置くことができる。

2 名誉会員は、歯科医学医術の研究発達又は日本の歯科医学医業の指導発展に功労あるものについて、特に総会の議決を経て会長が選任する。

3 名誉会員は、本会における栄誉の敬称として待遇する。

(顧問)

第30条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は総会の議決を経て会長が委嘱する。

3 顧問の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。

4 顧問は会長の諮問に応え総会又は理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。

(委員)

第31条 本会に委員を置くことができる。

委員の構成及び任務に関しては、別に定める。

第6章 支部

(支部)

第32条 本会に支部を置く。支部規程は別に定める。

第7章 会議

第1節 総 会

(総会)

第33条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第34条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の開催)

第35条 定時総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めた場合。

(2) 会員の3分の2以上から、会議の目的たる事柄とその理由とを書いて臨時総会の招集の要求があった場合。

(総会の招集)

第36条 総会は、会長が招集する。

2 会長は前条第2項第2号の規定による要求があった場合は、会長はできるだけ早く臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的である事柄及びその理由、日時、場所を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに会員に通知しなければならない。ただし、緊急止むを得ざる場合は、この限りではない。

(総会の議決、承認事項)

第37条 次の事柄は総会で議決又は承認を経なければならない。

(1) 定款(第6条第1項の規定を除く。)の変更に関する事柄

(2) 予算及び決算に関する事柄

(3) 会費及び負担金の額に関する事柄

(4) 寄付された金品の収受に関する事柄

(5) 重要な財産の取得管理及び処分に関する事柄

(6) 基本金、借入金(年度内に償還するものを除く。)に関する事柄

(7) 継続事業の設定費用の増減及び期間の短縮延長、又は打ち切り並びにその状況に関する事柄

(8) その他、会長が会務の執行に関して重要と認めた事柄

(総会の議長及び副議長)

第38条 総会の議長及び副議長は、別に定める総会議事規程により選出する。ただし、別段の方法をとることができる。

(総会の議決・承認)

第39条 総会における議決事項は、第36条第3項の規定によってあらかじめ通知した事柄とする。

2 総会の議事は、出席会員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長が決するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、定款の変更に関する事柄については、出席会員の3分の2以上による議決を必要とする。

(議決事項の通知)

第40条 会長は、総会で議決又は承認した事柄を、速やかに会員に知らせなければならない。

(総会議事規程)

第 41 条 総会議事規程は、総会の議決を経て別に定める。

第 2 節 理 事 会

(理事会の構成)

第 42 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の開催)

第 43 条 理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めた場合。
- (2) 理事現在数の過半数から会議の目的たるを示して招集の要求があった場合。
- (3) 監事総員から会議の目的たるを示して招集の要求があった場合。

(理事会の議決事項)

第 44 条 次の事柄は理事会の議決を経なければならない。

- (1) 総会の招集、及びこれに附議する事柄
- (2) 評議員会の招集、及びこれに附議する事柄
- (3) 会務の運営にかかわる規程、細則の制定及び改廃に関する事柄
- (4) その他重要な事柄

(理事会の議決、承認)

第 45 条 第 39 条の第 2 項の規定は理事会に準用する。

(監事)

第 46 条 監事は、理事会に出席して質問し又は意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。

第 3 節 評 議 員 会

(評議委員会の構成)

第 47 条 評議員会は評議員をもって構成し、会長の諮問に応え定款その他の規程で定められている事柄について審議し、又本会の事柄について意見を述べるができる。

(評議員会の開催)

第 48 条 評議員会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めた場合。
- (2) 評議員総数の3分の2以上から書面をもって会議の目的たるを示して招集の要求があった場合。

(評議員会の招集)

第 49 条 評議員会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 号の規定による要求があったときは、すみやかに評議員会を招集しなければならない。
- 3 評議員会を招集するときは、会議の目的である事柄及びその理由、日時、場所を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。ただし、緊急止むを得ざる場合は、この限りではない。

(評議員会の審議事項)

第 50 条 次の事柄はすべて総会の招集に先だち、予め評議員会の議を経なければならない。

- (1) 総会に報告すべき事柄
- (2) 総会の議決又は承認を要する事柄
- (3) その他重要な事柄

(評議員会の議長及び副議長)

第51条 評議員会の議長、副議長は互選により、各1人を置く。ただし、別段の方法をとることができる。

(議長、副議長及び評議員の任期)

第52条 評議員会の議長・副議長及び評議員の任期及び欠員については、第23条、第24条及び第25条を準用する。

(評議員会の審議)

第53条 評議員会における審議事項は、第50条の規定によってあらかじめ通知した事柄とする。

2 評議員会の議事は、出席評議員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長が決するものとする。

(役員の評議員会への出席)

第54条 役員及び顧問は、評議員会に出席して意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。

第4節 委員会

(構成等)

第55条 会長は、専門の事柄を調査、審議させるために、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会は、委員をもって組織する。

3 委員会の種類、構成及び任務その他必要な事柄は別に定める。

第5節 選挙管理委員会

(構成等)

第56条 本会に、会長及び監事の選挙を管理する目的をもって選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会の構成、任務その他必要な事柄は、別に定める選挙規程による。

第8章 会計及び財産

(会計年度)

第57条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

第58条 本会の経費は、次に掲げる資産によって支弁する。

(1) 会員の入会金、会費及び負担金

(2) 補助金、助成金及び交付金

(3) 寄付金品

(4) 前年度からの繰越金

(5) その他の収入

(繰越金)

第59条 年度内剰余金は、繰越金として次年度の収入に繰り入れる。

(寄付)

第60条 用途を定めて寄付された金品はその用途に用い、定められていないものは総会に諮って用途を定める。

(予備費)

第61条 予算外の不時の支出に充てるため、予備費を置くことができる。

2 前項の予備費は総会で否決された事柄に使うことはできない。

(継続費)

第62条 数年を期して行う事業の継続費として総額を定めたものは、毎年度の支出残額を事業完成年度まで、逐次繰越し使用することができる。

(財産の管理等)

第63条 財産の管理及び会計に関する規程は、総会の議決を経て別に定める。

第9章 解 散

(解散)

第64条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定する事由により解散する。

2 民法第68条第2項第1号の規定により解散するときは、総会で会員の3分の2以上の議決を経、かつ主務官庁の認可を受けなければならない。

3 前項の場合に於いては、第8条の規定にかかわらず書面による表決権の行使は認める。

附 則 (昭和 29 年 3 月 14 日一部改正)

この定款は、昭和 29 年 6 月 7 日から施行する。

附 則 (昭和 32 年 3 月 10 日一部改正)

この定款は、昭和 32 年 6 月 25 日から施行する。

附 則 (昭和 40 年 3 月 14 日一部改正)

この定款は、昭和 40 年 12 月 22 日から施行する。

附 則 (昭和 60 年 1 月 30 日一部改正)

1 この定款は、昭和 60 年 1 月 30 日から施行する。

2 この定款施行の際、現に理事、監事及び評議員である者の任期については、なお、従前の例によるものとする。

附 則 (平成 4 年 3 月 21 日一部改正)

1 この定款は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 この定款は、主務官庁の許可のあった日から適用をする。

附 則 (平成 11 年 3 月 20 日一部改正)

1 この定款は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

2 この定款は、主務官庁の許可のあった日から適用をする。

附 則 (平成 14 年 11 月 30 日一部改正)

1 この定款は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

2 この定款施行の際、第 23 条に規定する役員任期については、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

3 この定款は、主務官庁の許可のあった日から適用をする。